

種目		対象者	基準額(費用限度額)	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者。ただし、児童を除く。	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたものであつて、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600 円	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸引されるものであつて、簡単に使用できるもの	5
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの	5
	移動用リフト	下肢又は体幹が不自由な者	159,000 円	介護者が難病患者等を移動させるに当たつて、簡単に使用できるもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4
	訓練用ベッド	下肢又は体幹が不自由な児童	159,200 円	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8
自立支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるものであつて、簡単に使用できるもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	便器	常時介護を要する者	便器 4,450 円 手すり付き便器 9,850 円	簡単に使用できるもの(手すりを付けることができる。ただし、設置等に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円	難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、かつ、必要な強度と安定性を有するものであつて、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等(ただし、歩行器及び設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	特殊便器	上肢が不自由な者	151,200 円	足踏ペダル等で温水・温風を出すことができるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
	自動消火器	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射して、初期火災を消火することができるもの	8
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器が不自由な者。ただし、過去に、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けた者は、その用具の耐用年数も経過しているもの	36,000 円	簡単に使用できるもの	5
	電気式たん吸引器	呼吸器が不自由な者。ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去に、ネブライザーの給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過しているもの	56,400 円 ネブライザーと両用器の場合、 74,620 円	簡単に使用できるもの。ネブライザーと両用器を含む。	5
	パルスオキシメーター	在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	5

種目		対象者	基準額(費用限度額)	性能	耐用年数
	発電機	日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる者	120,000 円	人工呼吸器の非常用電源として簡単に使用できるもの	10
	蓄電池 (外部バッテリー)	日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる者	120,000 円	人工呼吸器の非常用電源として簡単に使用できるもの	5
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	原則、学齢児以上の難病患者等(夜盲または視野狭窄の症状を有する者)	395,000 円	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹が不自由な者	200,000 円	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

注1: 自動消火器の基準における難病患者等のみの世帯に準ずる世帯とは、仕事や学校等に行くことより日中に家族が不在である世帯等とする。

注2: 介護保険の福祉用具と共通する用具については、介護保険に該当する者は、介護保険による福祉用具を優先する。また、介護保険により、居宅生活動作補助用具(住宅改修)を行っている者については、当該用具の給付は行わない。

注3: 当市におけるほかの補助制度等を利用する住宅改修工事について、その補助制度等の対象となる工事部分については、居宅生活動作補助用具での給付の対障外とする。

注4: 耐用年数を考慮するとき、障害者等として、日常生活用具を受けた者は、難病患者等として同じ種目の給付があったものとみなす。